

平成 30 年度第 4 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 30 年 8 月 6 日(月)

於：香川労働局第 1 会議室

出席者	公益側	東、佐川、高塚、松浦
	労働者側	楠本、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	安部、綾田、濱田、福家

- 議 題
- 1 香川県最低賃金の改正決定について
 - 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）
 - 3 その他

【賃金室長】 第 4 回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、公益側の籠池委員、使用者側の友國委員が欠席でございますが、13 名の出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 それでは第 4 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、議題 1 の「香川県最低賃金の改正決定について」です。

本年度の香川県最低賃金の審議につきましては、7 月 4 日に諮問を受けて以降、4 回の専門部会を開催し慎重に審議を進めてまいりました。

そして、本日開催いたしました第 4 回専門部会において、審議会に対する報告を取りまとめたところでありますが、残念ながら全会

一致には至らなかったため、この報告については、専門部会での多数決の採決により報告させていただくものです。

事務局は専門部会報告書の写しを配付してください。

(事務局より専門部会報告書の写しを各委員に配付)

【松浦会長】 事務局は審議経過、専門部会報告について説明してください。

【賃金室長】 本日までの審議経過についてご説明いたします。

7月4日の第1回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、7月23日に第1回目の香川県最低賃金専門部会を開催いたしました。

そして、8月1日の第2回本審におきまして中賃の目安伝達を行い、同日、第2回専門部会を開催して、最低賃金の基礎調査結果を説明の後、実質の金額審議に入りました。

その後、8月3日に第3回、本日第4回の専門部会を開催して金額審議を重ねてまいったところでございますが、全会一致には至らず、専門部会での採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告となったものです。

それでは、専門部会報告を代読いたします。

平成30年8月6日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会

部会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成30年7月4日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成28年

10月1日発効の香川県最低賃金（時間額742円）は、平成28年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当専門部会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

お名前は省略させていただきます。

別紙1

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 792円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効の日 平成30年10月1日 指定日発効とする

別紙2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 最低賃金 (1)件名 香川県最低賃金 (2)最低賃金額 時間額 742円 (3)発効日 平成28年10月1日
- 2 生活保護 (1)比較対象者 12～19歳・単身世帯者 (2)対象年度 平成28年度 (3)生活保護水準（平成28年度）生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517円）
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、香川県最低賃金の下回っていると

は認められなかった。

(註) 1箇月換算額

742円(香川県最低賃金) × 173.8(1箇月平均法定労働時間数) × 0.824(可処分所得の総所得に対する比率※) = 106,263円

以上でございます。

【松浦会長】 この報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、中賃の目安や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払い能力、生活保護との整合性などの各種関連資料を総合的に勘案した公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものであります。

この部会報告についてご審議いただき、本日、この部会報告により答申としてとりまとめたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてご意見をお願いします。

まず、労働者側をお願いします。

【立石委員】 公益側のご判断を我々は支持したいと思ひますし、感謝申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

【楠本委員】 今回、我々が提示した金額を示していただいたことに関しては、非常に感謝申し上げたいと思ひます。

過去からの香川県最低賃金決定の流れを崩さずに、公労使・労使の間において十分議論させていただいたことについては評価できるものと思ひております。

今後につきましても、公労使の間でお互いの立場を十分理解したなかでの議論を続けていくことに関しては、我々も思ひは変わりませんので、今後どうぞよろしくお願ひいたします。

【立石委員】 今回の最低賃金決定に関しては、他県の動きがわからなかったということがありますが、我々としてももっと上を目指すという気持ちのなかで、良いご判断をいただいたと思ひておりま

す。

今後、1,000円、そして最も近いところでの800円を目指したいという目標も掲げており、今後は今回の決定を励みにやっていきたいと思っておりますが、特に中小・零細企業に対する支援、国だけではなく地方公共団体におかれましても、さらなるご支援をいただきたいと思っております。

また、最低賃金の周知につきましても、本審議会委員また労働局におかれまして一段の取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 他にございませんか。それでは次に使用者側お願いします。

【福家委員】 今回、審議を重ねてきましたが、目安額が例年になく高く、中小・零細企業にとっては苦しい中での高い金額になりました。

我々、法令遵守の立場からはきちんと守っていききたいと思っておりますし、一層の生産性向上を目指して努力をしていかなければならないとも思っております。

加えて、中小・零細企業に対する効果のある支援策を切に願う次第です。

【松浦会長】 本審の委員の方から、質問、ご意見はありますか。よろしいですか。いろいろなご意見ありがとうございました。

いろいろな意見をいただきましたが、意見の一致に至りませんので、採決により、答申として取りまとめたいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、採決の手続きの説明をお願いします。

【賃金室長】 最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決するところによるとなっております。可否同数のときは、会長の決するところに

よるとなっております。

現在、会長を除いた出席委員は 12 名ですので、過半数は 7 名でございます。

【松浦会長】 それでは、本審議会として、専門部会報告内容で答申することとしてよろしいかの採決を行います。

挙手でお願いします。

まず、反対の方、4 人。次に賛成の方、8 人です。

賛成が 8 人、反対が 4 人で、出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

事務局は答申文（案）を配付してください。

（事務局より各委員に答申文（案）を配付）

【松浦会長】 事務局は答申文（案）を代読してください。

【賃金室長】 それでは答申文（案）を代読します。

平成 30 年 8 月 6 日

香川労働局長 亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 30 年 7 月 4 日付け香労発基 0704 第 5 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成 28 年 10 月 1 日発効の香川県最低賃金（時間額 742 円）は、平成 28 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に

取り組むことを強く要望する。

別紙1でございますが、1時間 792円、発効日は平成30年10月1日の指定日発効でございます。先ほどと同文でございますので省略させていただきます。

別紙2も内容は平成28年度の比較において、「香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった」ということでございまして、こちらも同文でございますので省略させていただきます。

以上でございます。

【松浦会長】 答申文についてご確認いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、労働局長あて答申いたします。

(会長から答申文を局長へ手交)

【亀澤労働局長】 ありがとうございます。

一言、御礼を申し上げます。

香川県最低賃金につきましては、7月4日に諮問を行いましてから、本日までに本審を3回、専門部会を4回にわたり開催して、熱心にご審議いただいていたわけですが、本日、答申をとりまとめたことに対しまして、深く感謝申し上げる次第です。

本当にありがとうございます。

残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、本日の答申の内容に沿って、本年度の最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

そして、香川労働局といたしましては、改定された最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に最善を尽くして参る所存でございます。また、中小・零細企業に対する支援策につきましても引き続き充実させていきたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも賃金行政に対して特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の

金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

【松浦会長】 労使各側委員の皆様方には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

残念ながら全会一致での答申には至りませんでしたけれども、本日、結審の運びとなり、香川県最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

関連して事務局何かありますか。

【賃金室長】 ご答申いただきましたことを受けて、本審終了後、香川県最低賃金の答申について、報道機関への発表を行います。

次に答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示 平成 30 年 8 月 6 日（月）、異議申出締切日 平成 30 年 8 月 21 日（火）、官報公示予定日 平成 30 年 8 月 31 日（金）、発効日 平成 30 年 10 月 1 日（月）の指定日発効となります。

なお、8 月 21 日までに異議申出がなされた場合につきましては、翌 8 月 22 日に本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただく必要がございます。

その場合には、8 月 22 日（水）の 10 時に開催したいと考えておりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

以上でございます。

【松浦会長】 質問等よろしいでしょうか。

特になければ、議題 2 の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局、説明をお願いします。

【賃金室長】 本件につきましては、8 月 1 日の第 3 回本審におきまして、局長から「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさ

せていただき、同日、運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果が資料のとおり取りまとめられておりますのでご報告申し上げます。

読み上げさせていただきます、報告に代えさせていただきます。

平成 30 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会 委員長 松浦明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、平成 30 年 8 月 1 日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は別紙のとおりである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙が委員のお名前でございますが、読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の報告について何かご質問、ご意見はございませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【松浦会長】 ただ今の報告文について、ご承認いただけますか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【松浦会長】 運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から局長あてに答申することといたします。それでは、事務局、答申文(案)をお配りして下さい。

(事務局より各委員へ答申文(案)配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長】 それでは読み上げます。

平成30年8月6日

香川労働局長 亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、平成30年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の答申文についてご承認いただけますでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、これを答申文として、局長に答申します。

(会長から局長へ答申文手交)

【亀澤労働局長】 ありがとうございます。

ただ今は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での効率的なご審議を経て、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたいと存じます。

これら4業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(局長から会長に改正決定諮問文を手交)

【亀澤労働局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 事務局は諮問文(写)を皆さんにお配りして下さい。

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長】 それでは読み上げます。

香労発基 0806 第 5 号 平成 30 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

○ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

(平成20年香川労働局最低賃金公示第3号)

○ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)

○ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

(平成20年香川労働局最低賃金公示第2号)

○ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(平成20年香川労働局最低賃金公示第4号)

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の諮問に対し、何かご質問等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、4つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることとします。

この審議に当っては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局、このことに関して説明をお願いいたします。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。

専門部会の委員については、推薦の締切りを8月23日の木曜日とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中賃答申で示された運用方針(1(3)ロ)に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方をお願いするということになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11

条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、8月31日の金曜日までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

【松浦会長】 今説明がありましたように、4つの特定最低賃金について専門部会を設置するということでございます。

各専門部会の委員の推薦については8月23日、関係労使の意見書の提出については8月31日までにしていただくということ、そして、参考人の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、4つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

次に、議題3の「その他」に入ります。事務局で何かございますか。

【賃金室長】 特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

第1回目の専門部会につきましては、9月18日以降から予定しております。

「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、平成30年12月15日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は10月17日(水)までにお願ひすることとなります。

それから、本日の異議申出公示の異議申出があった場合は、8月

22日(水)午前10時から異議審を開催して、当該異議申出についてのご審議を予定しておりますのでよろしくお願いします。

なお、このあと特定最低賃金専門部会の公益委員の任命について協議をお願いしますので、公益委員の方は残っていただくようお願いいたします。

説明は以上です。

【松浦会長】 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

ないようですので、これをもちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

――了――